

令和6年度

# いじめ防止基本方針



八幡浜市立川之石小学校

# 川之石小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立川之石小学校

## I いじめ問題に対する基本的認識

### 1 いじめの定義

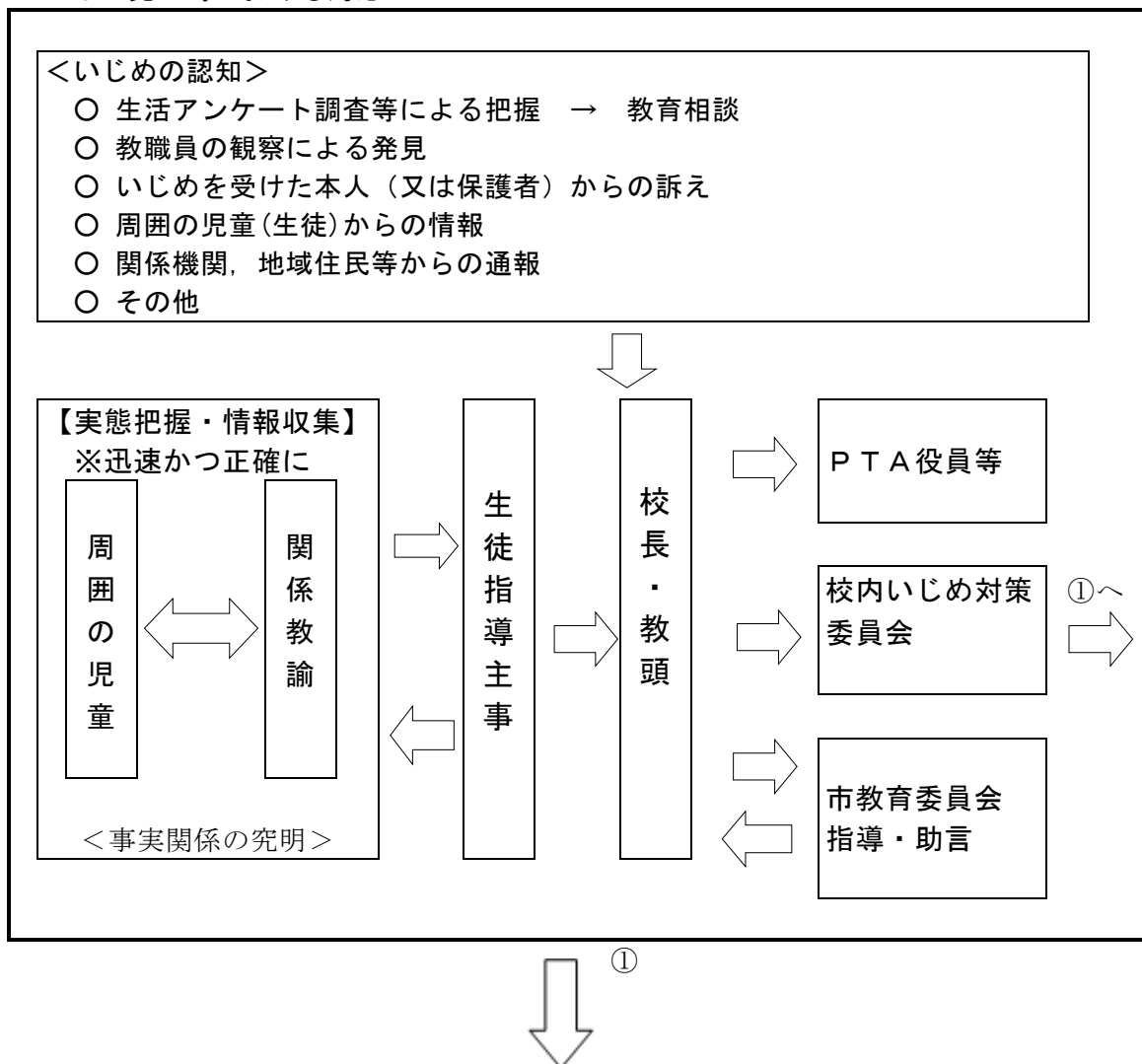
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

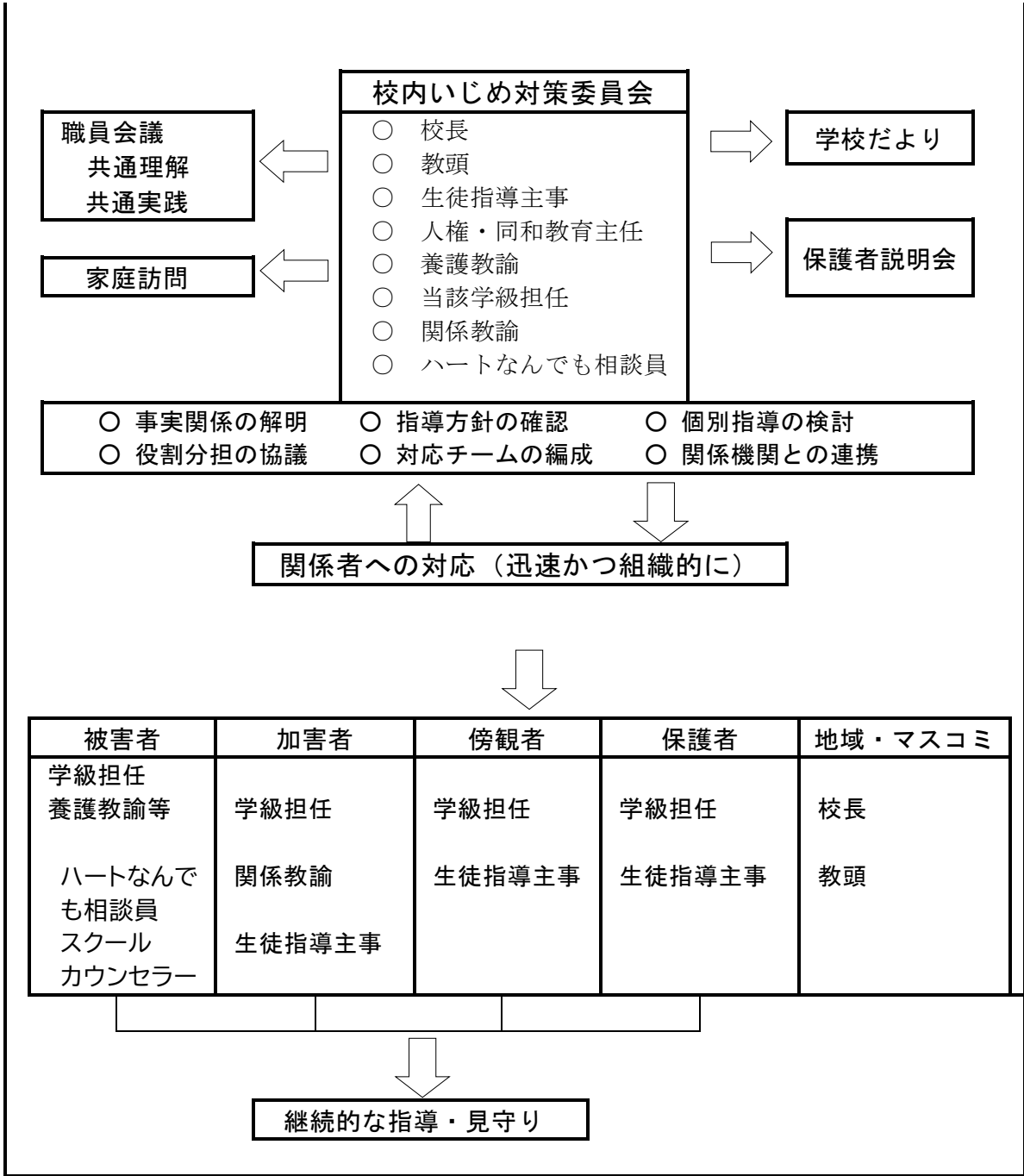
### 2 基本的認識

- いじめはどの学校・どの学級・どの子にも起こりうるという認識で、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人に自尊感情を育む教育を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめられた児童の立場に立ち、いじめられた児童の気持ちを重視する。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、各種団体等と協力して解決にあたる。
- (6) 学校・家庭・地域が協力して取り組む。

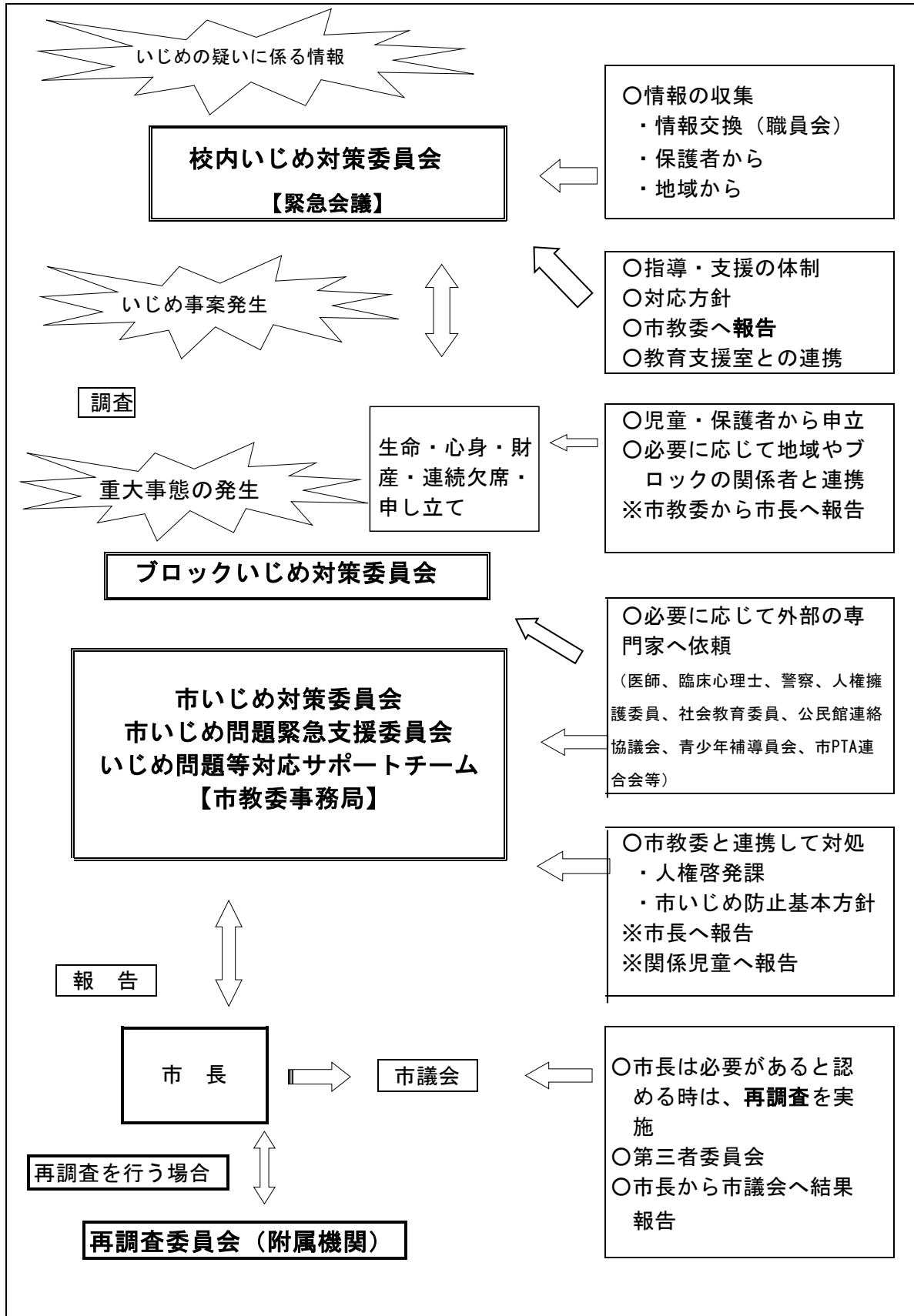
## II 推進体制

### 1 いじめ発生時における対応





2 いじめ防止対策組織図



### 3 三層の情報環流方式

#### (1) 川之石の子を守り育てる会

- ・構成 学校、PTA、補導員、民生児童委員、交通安全協会、区長、公民館、婦人会、老人会、保内交番、郵便局、中学校、ほか必要に応じて
- ・目的 川之石小学校全児童が心身ともに健全に育つため、学校・家庭・地域が一体となったいじめ防止のための活動を推進する。
  - ・会議 原則、年3回（学期1回）連絡会を開催する。

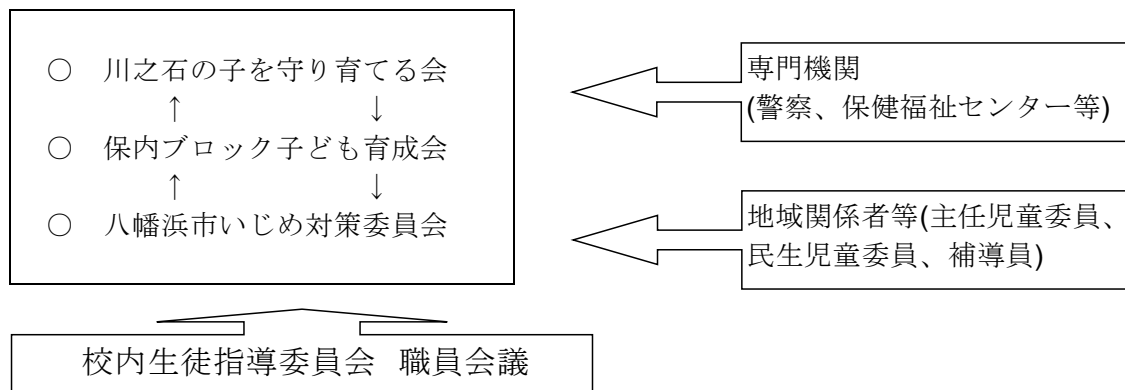
#### (2) 保内ブロック子ども育成会

- ・構成 保内ブロック小中学校校長・生徒指導主事、各校PTA会長・副会長・指導部長、補導会代表、主任児童委員、民生児童委員代表、交通安全協会代表、保内交番、まもる君の家代表、ほか必要に応じて
- ・目的 保内ブロックにおけるすべての子どもたちが、心身ともに健全に育つために学校・家庭・地域社会が一体となって連携を密にし、子ども一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めるとともに、いじめ防止のための活動を推進する。
  - ・会議 原則、年3回（学期1回）連絡会を開催する。

#### (3) 八幡浜市いじめ対策委員会

- ・構成 市議会議員、市P連、人権擁護委員、民生児童委員、主任児童委員、学校、教育関係機関、各ブロックいじめ対策委員会、その他
- ・目的 八幡浜市のいじめや不登校対策、児童生徒の健全育成や安全確保にかかわる活動を推進する。
  - ・会議 年3回（学期1回）連絡会を開催する。

### 三層の情報環流方式



### 4 職務別の役割

#### (1) 学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ SNS等の適切な利用の仕方について指導する。
  - ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 教育相談の充実を図る。

#### (2) 養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (3) 生徒指導担当
  - ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
  - ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
  - ・ SNS等の適切な利用の仕方を全校児童に指導する。
- (4) 管理職
  - ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
  - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
  - ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
  - ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
  - ・ 校内の生徒指導体制を確立する。

### Ⅲ いじめの防止

- 1 いじめ・不登校問題対策年間計画（別紙1）
- 2 授業づくり・仲間（集団）づくり
  - (1) 基礎・基本を重視した分かる授業の実践
    - ・ 授業改善
  - (2) 道徳の時間の充実
    - ・ 命の大切さについての指導の重視
  - (3) 体験活動による心の教育の充実
    - ・ 地域の「ふれあい花壇」の花植えや世話
  - (4) 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング
    - ・ 地域社会（川之石地区交流拠点施設「みなせ」を核とした）との交流を通して豊かな心を育む
  - (5) なかよし班を核とした、縦割り活動の充実
    - ・ 清掃活動
    - ・ 青少年赤十字週間中のなかよし遊び
    - ・ ボランティア活動
- 3 校内研修・職員会
  - (1) 校内研修
    - ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも学期に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないよう、年間計画に位置付けた校内研修を実施する。
  - (2) 職員会議
    - ・ 生徒指導主事を担当者として、職員会議において事例報告や具体的な対応について全教職員の共通理解を図る機会を設定し、学校として共通の指導及び対応を行う。必要に応じて臨時の職員会議を行い、迅速な対応に努める。
  - (3) 職員朝礼
    - ・ 職員朝礼で、必要に応じて児童情報を交換し、全職員共通理解のもと対応にあたる。

#### 4 評価

##### (1) 学校評価

- ・ 学校評価においては、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価しながらその改善に取り組む。

##### (2) 学校関係者評価

- ・ 評価結果については、学校関係者評価委員会等でいじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価されるよう留意する。

#### IV 早期発見

##### 1 日常的な取組

###### (1) 早期発見のための留意点

- ・ 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

###### (2) 早期発見の手段

- ・ 様子に変化を感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめる。
- ・ 定期的に教育相談を実施し、全児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・ 八幡浜市教育委員会教育支援室の主導により導入される「やわはま元気ノート」の活用を通して、児童の心理的不安を把握したり、問題解消につながる取組を実施したりする体制を整える。

##### 2 発見のチェックポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサインを見逃さずに早期に対応することが大切である。

###### (1) 朝の会

- ・ 遅刻、欠席が増える。
- ・ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ・ 表情が暗くさえず、うつむきかげん。
- ・ 出席確認の際、声が小さい。

###### (2) 授業の開始時

- ・ 忘れ物が多くなる。
- ・ 涙を流した気配が感じられる。
- ・ 用具、机、椅子などが散乱している。
- ・ 周囲がなんとなくざわついている。
- ・ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ・ 席を替えられている。

###### (3) 授業中

- ・ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- ・ ひどいあだ名で呼ばれる。
- ・ 保健室によく行くようになる。

- ・ 筆圧が弱くなる。
- ・ 不まじめな態度で授業を受ける。
- ・ 正しい答えを冷やかされる。
- ・ ふざけた質問をする。
- ・ グループ分けで孤立しがちである。
- ・ テストを白紙で出す。

(4) 休み時間

- ・ 一人でいることが多い。
- ・ 集中してボールを当てられる。
- ・ 用もないのに職員室に来る。
- ・ 遊びの中でいつも同じ役をしている。
- ・ 訳もなく階段や廊下を歩いている。
- ・ 遊びの中で孤立しがちである。
- ・ 仲良しでない者とトイレに行く。
- ・ 遊びやゲームで負けることが多い。
- ・ 大声で歌を歌う。

(5) 給食時

- ・ 嫌われるメニューの時に多く盛られる。
- ・ 食べ物にいたずらをされる。
- ・ グループ分けで孤立しがちである。
- ・ 好きな物を級友に譲る。
- ・ その子どもが配膳すると嫌がられる。

(6) 清掃時

- ・ 目の前にゴミを捨てられる。
- ・ さぼることが多くなる。
- ・ 最後まで一人でする。
- ・ 人の嫌がる仕事を一人でする。

(7) 放課後

- ・ 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。
- ・ 課外活動に参加しなくなる。
- ・ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。
- ・ 用もないのに残っている日がある。
- ・ 急いで一人で帰宅する。
- ・ 他の子どもの荷物を持って帰る。

(8) 動作や表現

- ・ 活気がなく、おどおどしている。
- ・ 視線を合わさない。
- ・ 寂しそうな暗い表情をする。
- ・ 教師と話すときに不安な表情をする。
- ・ 手遊びなどが多くなる。
- ・ 言葉遣いが荒れた感じになる。
- ・ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ・ 委員や係をやめたいと言うなど、急にやる気を失う。

(9) 持ち物や服装

- ・ 教科書やノートにいたずら書きをされる。
- ・ 刃物など危険な物を所持する。



- ・ 持ち物、靴、傘などを隠される。

(10) その他

- ・ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。
- ・ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。
- ・ 教科書、教室の壁、掲示物などに落書きがある。
- ・ 靴箱の中に嫌がらせの手紙などが入っている。
- ・ 校則違反、万引きなどの問題行動を行う。

3 教育相談活動

(1) 定期相談

- ・ 毎月、青少年赤十字週間を教育相談週間とし、児童全員との教育相談を実施する。また、日常の生活の中での教職員の声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、児童との信頼関係を構築に努める。

(2) 臨時相談

- ・ 様子に変化が見られる児童や気になる事例等が発生した場合等、必要に応じて緊急の教育相談を行い、情報の収集と実態を把握し、迅速な対応に努める。

(3) チャンス相談

- ・ 休み時間や放課後の活動を活用して児童と積極的に関わり、対話やつぶやきの受け答え等を通して相談活動を行う。

4 アンケートや調査

(1) 情報の収集と活用

- ・ 定期のアンケート調査として每学期1回「ふれあいアンケート」(別紙2)を、また、市教委教育相談室の「仲間づくりアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握していじめのない学校づくりを目指す。
- ・ 「学校評価アンケート」(児童、保護者、地域)を年2回実施し、きめ細かな情報収集に努めると共に、実態に応じて実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

(1) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ・ 学校(教職員)や家庭(保護者)に話すことができない場合は、いじめ問題などの相談窓口や保健センター等の利用も検討する。

(2) 家庭への啓発

- ・ 児童・保護者との情報交換や連絡を密にし、信頼関係を構築していじめに関する相談を行うことができる体制を整える。
- ・ 本校ホームページや校報(南江だより)、学級通信、保健だより等を通して、啓発活動に努める。

V いじめに対する措置

1 被害児童と保護者・家族のケア

(1) 収集

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う場合、いじめられている児童にも責任があるという考え方はせず、「本人が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 児童・保護者の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

(2) 家庭訪問

- ・ いじめられた児童・保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・ 事態の状況に応じて、複数の教職員でいじめられた児童の見守りを行う等、児童の安全を確保する。

(3) 安全・安心な環境

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) 関係・専門諸機関の活用

- ・ 心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等、状況に応じて外部専門家に協力を依頼する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、関係諸機関と連携して必要な支援を行う。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を共有し、きめ細かな対応や支援に活用する。

2 加害児童の指導と保護者・家族への対応

・ 情報収集

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、謝罪及び今後の対応について指導と支援を行う。
- ・ 児童・保護者の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(2) 家庭訪問

- ・ 家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・ 事実関係を確認したら、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) 指導と支援

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体及び産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心と安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
  - ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることもある。（※ 懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意する。）

(4) 関係・専門諸機関の活用

- ・ 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 3 周囲の児童への対応

#### (1) 事例についての指導と支援

- ・ 見ていた児童に対して、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ 同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### (2) 解決への対策

- ・ 学級会等で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

#### (3) 解決に向けての留意点

- ・ いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 4 ネット上のいじめへの対応

#### (1) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚後直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 5 いじめが解消している状態

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと本人及び保護者等の面談等により確認でき、認められること。

### 6 関係機関等との連携

#### (1) 学校・警察連絡協議会

- ・ 毎月1回、市内各小・中・高の学校代表と、警察署、青少年センター、市教育委員会、補導員等が情報交換を行っている。各学校から、児童・生徒の生活状態、発生した事例等について報告し、指導内容や経過について共通理解を図っている。

#### (2) 市いじめ問題等緊急支援委員会

- ・ 本市の「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に、重大事態発生時(下記)に対応することを目的とした組織を設置している。
- ・ 必要に応じて各校の生徒指導に関連した組織と連携し、問題の早期解決にむけて指導や支援を行う。

#### (3) 対応サポートチーム

- ・ 心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等、状況に応じて外部専門家に協力を依頼し、サポートチームを編成して事例への対応サポートを行う。

## VI 重大事態への対処（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）

### 1 重大事態の意味

- (1) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
  - ・ 年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査する。
- (3) 重大事態と捉えて、これまで教育委員会等で重大事態として扱った事例
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 心身に重大な被害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

### 2 重大事態の報告

#### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、八幡浜市教育委員会を通じて市長へ報告する。

- 重大事態の発生 → 川之石の子を守り育てる会（緊急会議）

※ 調査 ↓

保内ブロック子ども育成会

↓

市いじめ対策委員会

（市いじめ問題緊急支援委員会・いじめ問題等対応サポートチーム）※市教委事務局

※ 報告 ↓

市長への報告 … （市議会）

（※再調査が必要な場合）↓

再調査委員会

### 3 調査及び組織

#### (1) 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は学校が主体となっていく場合と、市教委が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委において調査を実施する。

#### (2) 調査を行うための組織について

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

【別紙1】いじめ・不登校問題対策（生徒指導）年間計画

月	重点目標	・校内生活指導 *校外生活指導	いじめ問題・不登校対策
4	○友達や先生に元気よく挨拶をしよう。 ○誰とでも仲良く遊ぼう。	・挨拶をはっきり大きな声でする。 ・友達と仲良くし、仲間はずしをしない。 *集団登下校の仕方 *祝・祭日の過ごし方	・配慮を要する児童確認 ・登校指導 ・家庭訪問
5	○持ち物に名前を書こう。 ○掃除の取り掛かりを早くしよう。	・はっきり記名する。 ・掃除の仕方を知る。 ・学校のきまりを守る。 *家庭学習の仕方 *連休の過ごし方	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
6	○時計を見てきびきび行動しよう。 ○履物を正しく揃えよう。	・集合整列は口を閉じ、素早く行う。 ・正しい姿勢で学習する。 ・靴やスリッパを揃える。 *早寝早起きの習慣化 *雨の日の過ごし方	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
7	○名札をきちんとつけよう。 ○掃除の後始末をきちんとしよう。	・整理整頓 ・水泳の注意と事故防止 ・掃除道具の後片付けの仕方 *夏休みの生活（非行、事故防止） *危険な遊び	・登校指導 ・個人懇談 ・情報交換 ・補充学習 ・生活アンケート、教育相談 ・校外指導、見回り
8	○家族や近所の人に気持ちよく挨拶をしよう。 ○進んで家の手伝いや奉仕をしよう。	・自分で計画、進んで実行。 ・「夏休みのくらし」を守る。 *早寝早起きの励行 *非行、事故防止	・教育相談 ・補充学習 ・校外指導、見回り
9	○はっきり聞こえる声で返事をしよう。 ○進んでゴミを拾おう。	・学習訓練の徹底 ・教室環境の美化 *集団登下校の仕方 *生活リズムの修正	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
10	○机やロッカーの整理整とんをしよう。 ○無駄遣いをしないようにしよう。	・物を大切にする。 ・整理整とん、後片付けに気を付ける。 *安全な遊び *祭りの参加態度（買い食い、無駄遣い）	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談 ・校外指導、見回り
11	○仲間はずしをしないようにしよう。 ○掃除はすみずみまできちんとしよう。	・休み時間は、みんなと仲良く遊ぶ。 ・協力し合い、仲間はずしをしない。 ・掃除や係の仕事を責任もってする。 *家庭での手伝い	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
12	○外に出て元気に遊ぼう。 ○身の回りの整理整とんをしよう。	・誘い合って外で遊ぶ。 ・使ったものの後片付けをきちんとする。 *冬休みの生活（非行、事故防止） *健康な体づくり	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談 ・校外指導、見回り
1	○持ち物を大切にしよう。 ○身なりをきちんとしよう。	・学用品を大切にする。 ・正しい服装、よい言葉遣い *お金の使い方 *火災予防	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
2	○明るい挨拶をしよう。 ○掃除を力いっぱいしよう。	・心のこもった挨拶をする。 ・掃除態度の見直し *礼儀正しい言葉遣い *寒さに負けない工夫	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談
3	○進んで奉仕活動をしよう。 ○使った物の後片付けをきちんとしよう。	・教室環境の整とん ・1年間の総仕上げ（学習、生活） *春休みの生活（非行、事故防止） *良いことを進んで行う。	・登校指導 ・情報交換 ・生活アンケート、教育相談 ・校外指導、見回り